



7 薬 第 1 0 2 7 号
平成 2 7 年 9 月 2 5 日

京都大学 総長 様

京都府健康福祉部薬務課長



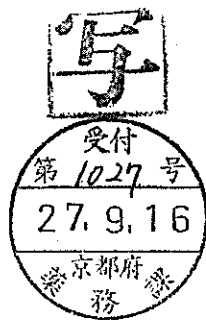
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（通知）

平成 2 7 年 9 月 1 6 日付け薬食発 0 9 1 6 第 1 号及び薬食監麻発 0 9 1 6 第 1 号で厚生労働省医薬食品局長等から、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴学の研究者等に周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件について「京都府健康医療よろずネット」及び京都府薬務課ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/yakumu/>）にも掲載しておりますので、併せてお知らせします。

連絡先	薬 務 課 薬 物 対 策 担 当
電話番号	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 8 6
FAX番号	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 9 2



薬食発0916第1号
平成27年9月16日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第140号）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる4物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指

定した。

- ① 1—(2, 3—ジヒドロベンゾフラン—6—イル) プロパン—2—アミン及びその塩類
- ② 1—(ベンゾフラン—5—イル) プロパン—2—アミン及びその塩類
- ③ 2—[(メチルアミノ) メチル]—3, 4—ジヒドロナフタレン—1 (2H)—オン及びその塩類
- ④ N—メチル—1—(ナフタレン—2—イル) プロパン—2—アミン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めた。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあつては、右欄に掲げる用途

2—[(メチルアミノ) メチル]—3, 4—ジヒドロナフタレン—1 (2H)—オン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---	----------------------

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に

対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成27年9月16日）から起算して10日を経過した日（平成27年9月26日）から施行する。



薬食監麻発 0916 第 1 号
平成 27 年 9 月 16 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

指定薬物として新規に指定される物質を含有する製品の取り扱いについて

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）」（平成 27 年 9 月 16 日付け薬食発 0916 第 1 号医薬食品局長通知）で通知したとおり、本日、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 140 号。以下「省令」という。）が公布され、新たに 4 物質が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 15 項に規定する指定薬物に指定されました。これらの物質を含有する製品（別紙参照）については、省令の公布の日から起算して 10 日を経過した日（平成 27 年 9 月 26 日）からその輸入、製造、販売、所持、使用等が規制されます。

当該製品については、現時点ではお香や観賞用等の正規用途での使用が確認されていないことから、事実上人体への摂取を目的としており、平成 27 年 9 月 25 日までの間は、その使用目的に係る標榜ぶり如何に関わらず、無承認無許可医薬品として指導取締の対象となります。

特に、当該期間は指定薬物としての規制を受ける前の駆け込み販売等が懸念されるため、貴職におかれては、新たに指定される指定薬物を含む製品について、その使用実態を踏まえ、販売等の指導取締りの強化をお願いします。

新たに指定薬物となる成分を検出した危険ドラッグ製品名一覧
(平成 27 年 9 月 16 日追加指定分)

製品名
[B] Blue Magic
[X] XTC TRIP
[Z] ZERO JUPITER

- ※1. 当製品例はあくまで一例であり、掲載されていない危険ドラッグについても指定薬物等を含む可能性があります。
- ※2. 掲載している製品名は、便宜上のものであり、実際に流通等している製品と語順や表記等が異なる場合があります。
- ※3. 掲載している製品は、あくまでも新たに指定薬物に指定された物質を検出した製品の一例であり、掲載製品以外の危険ドラッグにも指定薬物をはじめとした身体に有害な成分が含まれている場合があるため、決して購入したり、使用したりしないでください。

1	2	3
Blue Magic	XTC TRIP	ZERO JUPITER
		